

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

第15準備書面

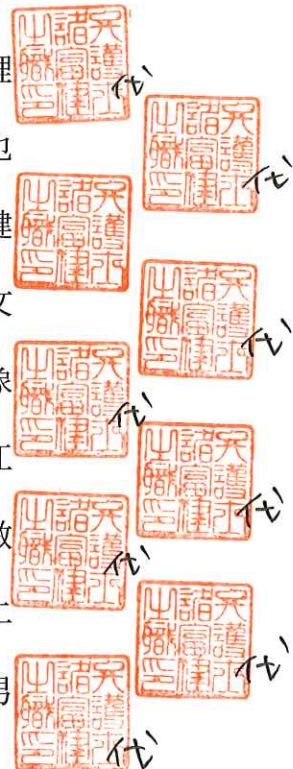
— 原告第9準備書面と原告第12準備書面に対する被告国の令和8年2月6日付「求釈明に対する回答書」に対する再度の求釈明 —

2026年3月31日

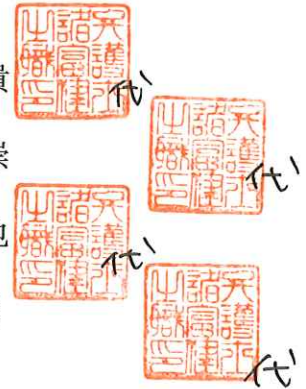
奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士	佐藤	真	理
弁護士	愛須	勝	也
弁護士	諸富	健	
弁護士	佐藤	博	文
弁護士	小野寺	義	象
弁護士	岸	松	江
弁護士	種田	和	敏
弁護士	中谷	雄	二
弁護士	清家	康	男



弁護士 大河原 壽 貴
弁護士 毛利 崇
弁護士 八木 和 也
弁護士 井 下 顕



第1 本書面の目的

第8回口頭弁論期日において、原告第9準備書面と原告第12準備書面に対する被告国の令和8年2月6日付「求釈明に対する回答書」をめぐり、原告代理人の質問とそれに対する被告国の答弁のやりとりが行なわれた。その結果、裁判所の調整により、原告がさらなる求釈明事項を書面にして提出し、被告国がこれに書面で回答することになった。

そこで、以下のとおり追加の釈明を求める。

第2 個人4情報提供の法的根拠について

1 名簿提供について

被告国は、第4準備書面第1の2(1)「ア 自衛官等の場合」の第1段落において、住基4情報を「住民基本台帳の一部の写しにより取得する場合の法的根拠は」として、自衛隊法97条1項と同施行令120条だけを挙げ、住基法11条1項を挙げない。これに対して、原告が、本当に法97条1項と施行令120条だけなのかと問い質したところ、「そうだ」とは答えたものの、次回期日までに双方が書面でやりとりすることになった。

そこで、原告が法廷で指摘した被告主張の疑問について、改めて整理するので、これに対する書面での回答を求めるものである。

被告国は、自衛隊法と住基法との関係について縷々述べるものの、法律解釈の裏付けとなる政令や省令、通達などを一つも援用しない。これでは、当時、地方協力本部が拠っていた法律解釈がどのようなものか、その根拠となる行政文書の存否と内容如何、同文書の解釈適用に誤りはなかったかという、当該行為に対する適法性判断ができない。そこで、本件問題の時系列に沿う形で、次のとおり釈明を求める。

【求釈明1】

平成16年3月「自衛官募集の手引」（甲128）9頁に、平成15年9月8日防衛庁人事教育局長「自衛隊地方連絡部に対する適齢者情報の提供について（依頼）」という文書があり、ここには同年4月24日付「防衛庁長官の命により発出した事務次官通達」によって自衛官の募集事務に関し提供を受ける適齢者情報を今後4つの情報（氏名、出生の年月日、男女の別、住所）に限定することにしたと記載してある。

以上より、自衛隊地方協力本部が提供を受ける適齢者情報を4つに限定した最初の行政文書はこの事務次官通達と解されるが、かかる理解で間違いはないか。

そうであれば、当時（個人情報保護法施行前であり、かつ、住基法改正前である）4情報に限定することにした理由を述べた当時の文書を証拠提出し、具体的に説明されたい。

【求釈明2】

上記の事務次官通達は、「自衛官の募集事務に係る都道府県知事及び市長から提供を受ける適齢者情報の取扱いについて（通達）」（甲132。インターネットで検索）のことと思われる。これには、「最

終改正18. 12. 25」とあり、平成18年12月25日の改正後、今日まで適用されている通達と解して間違いないか。

併せて、平成15年4月24日から平成18年12月25日までの改正の経過並びにもし平成19年以降にも改正があればそれらも全て提出されたい。

【求釈明3】

上記事務次官通達には、次の記載がある。

「今般、より適切な募集事務の実施を確保するため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定において、国の機関が市町村長に対し閲覧を請求することができることとされている事項が、同法第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項（氏名、出生の年月日、男女の別、住所等）に限られていることを踏まえ、適齢者情報については、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4つの情報に限定することとした。」

以上について、次の説明を求める。

- ① 冒頭「今般、より適切な募集事務の実施を確保するため」とあるのは、平成18年11月の改正住基法施行に伴ってという意味と理解されるが、かかる理解で間違いないか。
- ② 上記事務次官通達は、自衛官の募集事務に関する通達であるから、自衛官の募集のみが対象であり、自衛官以外の募集は対象ではないと解されるが、かかる理解で間違いないか。

具体的にいうと、陸上自衛隊高等工科学校生は対象であり（平成20年度までは自衛官／原告第6準備書面8頁）、防衛大生・防衛医科大生は対象外である（被告国も本訴訟で認めている。なお、「ダイレクトメールの記載要領について」甲133でも「自

衛官に該当しない防衛大学校等の学生」と明記している)と解するが、かかる理解で間違いはないか。

③ 上記事務次官通達は、閲覧による情報提供と名簿提供による場合とを区別せずに、入手できる情報を4つに限定することを通知したものと解されるが、かかる理解で間違いはないか。

④ 上記事務次官通達は、被告国が主張する名簿提供の根拠、すなわち「住民基本台帳の一部の写しにより取得する場合の法的根拠」は自衛隊法97条1項と同施行令120条だけであり住基法11条1項は関係しないとする根拠になっているものか。もし違うのであれば、被告国の主張を裏付ける行政文書(通達、通知など)の存否とその内容を明らかにされたい。

⑤ 被告国は、閲覧による情報取得は、住基法11条1項のみが法的根拠であると主張するが、当該主張を裏付ける行政文書(通達、通知など)の存否とその内容を明らかにされたい。

もし上記事務次官通達(甲132)が根拠であるというのであれば、その解釈を解説していただきたい。

2 自衛隊法29条1項及び35条に基づく業務と住基法11条1項との関係

被告国は、原告の質問に全く応えようとしなない。そこで、改めて次のとおり、より具体的に釈明を求めるので、必ず回答されたい。

【求釈明4】

被告国は、「自衛隊法29条1項及び35条」というが、そもそも35条は3項からなる条文である(原告第9準備書面5頁)。被告国は、35条の何項の適用としているのか、それとも35条全体

だとしているのか、まずは文理解釈を明確にされたい。そして、その根拠となる行政文書（通達、通知など）の存否とその内容を明らかにされたい。

【求釈明5】

前項に関連して、次の釈明を求める。自衛隊法は昭和29年に制定され、その後、自衛官募集事務に関する条文は改正されていない。昭和42年の住基法制定後も、平成18年11月の改正住基法施行までは、誰でも閲覧可能であり、自衛隊も、住基法改正前の規定に基づいて閲覧していたと解される。かかる原告の理解で間違いないか。

【求釈明6】

本件訴訟係属中の本年3月、自衛隊京都地方協力本部河原町募集案内所が22歳住民に郵送した「自衛官募集葉書」（甲134）は、個人情報取得の法的根拠について、次のように記載している。

「自衛隊法第29条第1項の規定に基づいて実施する自衛官等募集業務のために全国の地方公共団体に対し、自衛隊法施行令第120条に規定する「自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるとき」として紙媒体等での提供を求め、又は、住民基本台帳法第11条第1項に規定する「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」として地方公共団体の住民基本台帳の一部の写しを閲覧し、入手しております。」

これは、自衛隊法29条1項と同施行令第120条を結合させて紙媒体等での提供の根拠とし、自衛隊法29条1項と住基法第11条第1項を結合させて、法的根拠の説明としているとも読める。

上記説明は、本訴訟における被告国の主張と整合していないと思われる。どこが間違っており、正しい表記はどうあるべきなのか、具体的に模範となる記載文を示して、原告及び裁判所に分かるように説明していただきたい。

第3 高等工科学校生と防衛大生との関係について

1 原告の求釈明を全く理解しない被告国の回答

原告第9準備書面の求釈明3において、高等工科学校生について自衛隊法97条1項と同施行令120条の適用がないのであれば、防衛大生や防衛医科大生は高等工科学校生以上に自衛隊法97条1項と同施行令120条の適用はよりいっそうあり得ないのではないかと説明を求めたところ、被告国は、「原告は、被告国が防衛大学校生及び防衛医科大学校生が自衛官等に含まれるという解釈を採っていることを前提とし」ているとして、回答の必要性を認めないとした。

しかし、原告は、第5準備書面3(2)イにおいて、「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」は「自衛官又は自衛官候補生」に含まれないとして、原告に届いた募集案内はがきの記載内容の違法性を主張している。前提を誤っているのは被告国の方である。

原告が上記求釈明をしたのは、被告国第4準備書面5～6頁において、「高等工科学校の生徒は、自衛隊法97条1項に規定する自衛官等、すなわち「採用後直ちに自衛官又は自衛官候補生となる者」（被告第1準備書面第6の2(2)イ・23ページ）には該当しないため、その募集対象者に係る個人情報を取得する際には、自衛隊法97条1項及び同施行令120条が適用されない。」と主張したことから、3年間で卒業した後に自衛官になる高等工科学校生が「採用後直ちに自衛官又は自衛官候補生となる者」に該当しないのであれば、4

年間で卒業した後に自衛官になる防衛大学校生や6年間で卒業した後に自衛官になる防衛医科大学校生はなおさら「採用後直ちに自衛官又は自衛官候補生となる者」に該当しないのではないかという疑問からである。

【求釈明7】

前述したとおり、被告国は原告の求釈明に回答していない。そこで改めて、高等工科学校生が自衛官以外の募集に該当するとし、防衛大生等が自衛官の募集に該当するとして、根拠法令の適用を異にする理由を説明されたい。

【求釈明8】

前項に関連して、次の釈明を求める。【求釈明3】の②で述べたとおり、高等工科学校生は平成20年度までは自衛官であったから、被告国の主張に基づけば、情報提供を求める法的根拠が変わったことになる。そうすると、平成20年以前はどのような根拠で閲覧又は名簿提供を受けていたのか、平成21年以降はどのような根拠に変わったのかを説明し、それを示す行政文書（通達、通知など）の存否とその内容を明らかにされたい。

また、平成18年11月に住基法改正があったが、その前後でも法的根拠や解釈に変更があったのかについても説明していただきたい。

以上